

横浜市行政不服審査会答申  
(第102号)

令和3年5月18日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「令和2年2月3日付け住民票職権消除処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案の概要

本件は、港北区長（以下「処分庁」という。）が、令和2年2月3日、不現住を理由として、横浜市港北区〇〇●丁目（以下略。以下「本件住所」という。）を住所とする審査請求人の住民票（以下「本件住民票」という。）について、住民票職権消除処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を申し立てた事案である。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が港北区戸籍課から国内の住所に係る確認の連絡を受けたのは令和2年3月であったが、その時に港北区戸籍課からは住民票を消除するとの話が出なかったところ、当時、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、日本国外にいた審査請求人は帰国がかなわず、同年11月頃に帰国して初めて住民票が消除されたことを知った。港北区戸籍課が確認時に住民票消除に言及しなかったこと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という非常時であったために審査請求人が帰国して住民票消除手続に対応できない状況であることを看過したことは不当である。

審査請求人の本件住民票が消除される理由はなく、本件処分は違法又は不当であるから取り消されるべきである。

## 4 処分庁の主張の要旨

処分庁は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第34条に基づく調査を実施した結果、審査請求人が本件住所に不現住である事実が判明したため、法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「施行令」という。）第12条に基づき本件住民票を消除したものであり、本件処分は適法である。

## 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令の規定等

ア 法第1条は、「この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」と規定する。

イ 法第3条第1項は、「市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定し、同条第3項は、「住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行うように努めなければならない、虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。」と規定する。

ウ 法第4条は、「住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第10条第1項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。」と規定する。

エ 総務省が定める住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号等法務省民事局長等通知）第1.3では、「住所の認定にあたっては、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居留意思を総合して決定する。住所の認定に疑義または争いがあるときは、事実の調査を行い、関係市町村とも協議のうえ、その真実の発見に努めるものとする。」とされている。

オ 法第5条は、「市町村は、住民基本台帳を備え、その住民につき、第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項を記録するものとする。」と規定する。

カ 法第6条第1項は、「市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。」と規定する。

キ 法第7条第7号は、住民票に記載又は記録すべき事項として「住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日」と規定する。

ク 法第8条は、「住民票の記載、消除又は記載の修正（第18条を除き、以下「記載等」という。）は、第30条の3第1項及び第2項、第30条の4

第3項並びに第30条の5の規定によるほか、政令で定めるところにより、第4章若しくは第4章の3の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。」と規定する。

ケ 法第14条第1項は、「市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第10条若しくは前2条の規定による通知若しくは通報若しくは第34条第1項若しくは第2項の調査によつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたときは、届出義務者に対する届出の催告その他住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。」と規定する。

コ 法第34条第1項は、「市町村長は、定期に、第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をするものとする。」と、同条第2項は、「市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査をすることができる。」と規定する。

サ 法第38条第1項は、「地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区及び総合区を市と、区及び総合区の区域を市の区域と、区長及び総合区長を市長とみなす。」と規定する。

シ 施行令第8条は、「市町村長は、その市町村の住民基本台帳に記録されている者が転出をし、又は死亡したときその他その者についてその市町村の住民基本台帳の記録から除くべき事由が生じたときは、その者の住民票（その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合にあつては、その住民票の全部又は一部）を削除しなければならない。」と規定する。

ス 施行令第10条は、「市町村長は、転居をし、又はその市町村の区域内においてその属する世帯を変更した者がある場合において、前条の規定によるほか必要があるときは、その者の住民票を作成し、又はその属することとなつた世帯の住民票にその者に関する記載をするとともに、その者の住民票（その者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票が作成されていた場合にあつては、その住民票の全部又は一部）の削除をしなければならない。」と規定する。

セ 施行令第12条第1項は、「市町村長は、法第4章又は第4章の3の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知つたときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第7条から第10条までの規定による住民票の記載等をしなければならない

い。」と規定する。

ソ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言である「住民基本台帳の記録の正確性の確保について」（平成 22 年 8 月 31 日総行住第 36 号総務省自治行政局長通知）には、「住民基本台帳に記録された高齢者のうち、既に死亡又は住民票に記載された住所から転出等をしているにもかかわらず、死亡届や転出届などの必要な届出が行われていない事案が判明した」として、「各市区町村長は、法第 14 条等の趣旨を踏まえ、あらゆる行政事務の処理に当たって、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知ったときは、住民票の記載、消除又は記載の修正を行うため、市区町村の住民基本台帳担当部局と（中略）関係部局との間で密接な連携を図ること」とし、さらに「関係部局において住民基本台帳に基づく情報と異なる事実を知ったときには、速やかに住民基本台帳担当部局に通報すること」等と述べている。

タ 同じく技術的助言である「住民基本台帳の記録の正確性の確保について」（平成 27 年 3 月 20 日総行住第 35 号総務省自治行政局長通知）にも同趣旨の記載がある。

## (2) 認められる事実

ア 審査請求人は、平成 31 年 4 月 3 日時点で、本件住所を住所とし、審査請求人を世帯主とする本件住民票に横浜市港北区の住民として記載されていた。

イ 東京出入国在留管理局長の日本人出帰国記録調査書によれば、平成 25 年から令和 2 年までの審査請求人の出帰国の履歴は別紙のとおりである。

ウ 港北区保険年金課は、平成 30 年 6 月から 9 月までの間に、審査請求人に対し、本件住所に宛てて、介護保険料額決定通知書及び督促状等を計 6 回送付したところ、いずれも返戻された。

エ 港北区保険年金課は、平成 30 年度に、審査請求人の介護保険資格につき調査を実施した。具体的には、職員が現地調査によって審査請求人が本件住所に現住していないことを確認し、また、審査請求人本人から、約 20 年前から国外に転出したこと及び同時点で帰国の予定がないことを聴取した。

オ 平成 31 年 4 月 3 日、港北区保険年金課から港北区戸籍課に介護保険被保険者の居所不明について通知がされた。

カ 港北区戸籍課は、法第 14 条第 1 項の必要な措置として、令和元年 9 月 6 日、審査請求人に対し、本件住所に宛てて、住民登録についての照会を郵送したが、同照会書は、同月 10 日、「あて所に尋ねあたりません」との

理由で返戻された。

キ 処分庁は、令和2年2月3日、本件処分を行った。

(3) 争点に対する判断

ア 法第14条第1項は、「市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、(中略)住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたときは、届出義務者に対する届出の催告その他住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない」と定める。

イ ここで住民票の誤載とは、法第7条等の規定により住民票に記載すべき氏名、出生の年月日、男女の別又は住所等の記載事項について、市町村の住民でない者について住民票の記載がされていることをいう(市町村自治研究会編著「全訂住民基本台帳法逐条解説」・日本加除出版・235頁及び229頁)。

ウ また、住所とは、生活の本拠(民法(明治29年法律第89号)第22条)を指し、生活の本拠とは、その者の生活に最も関連の深い一般的生活、全生活の中心をいい、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実態を具備しているか否かにより判断される(最高裁平成20年10月3日判決参照)。

エ 例えば、住民基本台帳法の質疑応答について(昭和46年3月31日自治振第128号自治省行政局振興課長通知。以下「質疑応答」という。)問4によれば、勤務する事務所又は事業所との関係上家族と離れて居住している会社員等の住所については、本人の日常生活関係、家族との連絡状況等の実情を調査確認して認定するものであるが、勤務日以外には家族のもとにおいて生活をともにする者については、家族の居住地に住所があると解されることがある一方、行政事例(昭和57年7月2日愛知県地方課宛て)によれば、1か月に平均2回程度家族の居住地で生活をしていてもこれのみで家族の居住地を住所と認めることができるものではないと解されている。また、質疑応答問9によれば、海外出張者については、出張の期間が1年以上にわたる場合を除き、原則として家族の居住地に住所があるとされている。

もともと、単身者の場合には、家族の居住地を判断要素とすることはできないため、その者自身の一般的生活の中心により住所を判断することになる。

オ 本件では、港北区保険年金課が、平成30年度に、審査請求人に対し、本件住所に宛てて介護保険料額決定通知書、督促状等を複数回送付したところ、いずれも返戻された。

- カ また、港北区保険年金課は、審査請求人の介護保険資格を現地調査し、審査請求人から本件住所に現住していないことを聴取した。
- キ さらに、港北区戸籍課は、令和元年9月6日、住民登録についての照会を郵送したが、同照会書は、同月10日、「あて所に尋ねあたりません」との理由で返戻された。これは、郵便局のホームページによると、「宛て先の住所に受取人が居住していない。」ことだとの説明がある。
- ク 日本人出帰国記録調査書によれば、審査請求人は、平成25年から平成29年までの5年間は1年の過半を国外に滞在しており、平成30年は150日程度、平成31年（令和元年）も185日程度国外に滞在していたことが認められる。このように国外に長期滞在している状況で、郵便物を受け取る行為は、役所からの通知書を受け取って生活に密接した公的サービスを利用したり、私信や業務上の連絡を受けることで社会生活上の関係を維持したりするために必要な行為であり、国内での生活の本拠たる実態がその場所にあることを推認させる事情と解される。
- ケ 日本人出帰国記録調査書によれば、港北区戸籍課が住民登録についての照会を実施した令和元年9月6日から同月10日までの間、審査請求人は日本国内に滞在していたと認められるところ、審査請求人が本件住所を国内での生活の本拠としていれば、本件住所で郵便物を受け取ることが可能はずであって、港北区戸籍課の照会書が返戻されることはなかったものと考えられる。
- コ よって、遅くとも令和元年9月10日時点において、審査請求人は本件住所に現住していなかったと認められ、港北区戸籍課は、本件住所を審査請求人の住所とする記載は事実と反し、本件住民票に誤載があることを知ったと認められる。
- サ その後、本件処分がされた令和2年2月3日までに、日本人出帰国記録調査書によると、審査請求人が本件住所に生活の本拠を置いた事情は見当たらない。
- シ また、審査請求人からは、令和2年2月3日当時、本件住所に居住していたことその他本件住所が審査請求人の生活の本拠であったことの適確な主張、立証がないことから、港北区戸籍課の上記調査及び判断に過誤があったとは認められない。
- ス なお、審査請求人は、港北区戸籍課から、令和2年3月頃に審査請求人に国内の住所について確認するため連絡があったと主張する。しかし、港北区保険年金課は、平成30年度に審査請求人に連絡し、同時期に本件住所の現地調査も実施しており、港北区戸籍課は、令和元年9月に住民登録についての照会を実施し、令和2年2月に本件処分をしている。そうする

と、港北区戸籍課及び保険年金課が審査請求人の住所について調査したのは平成 30 年度から令和元年 9 月頃までの間であり、本件処分をした後の令和 2 年 3 月に、港北区戸籍課が住所の調査のために審査請求人に連絡する理由はない。よって、港北区戸籍課が審査請求人に令和 2 年 3 月に連絡を取ったとは考えられず、これを前提として本件処分を不当という審査請求人の主張は認められない。

セ 以上のとおり、令和 2 年 2 月 3 日当時、審査請求人が本件住所に不現住であったことから、処分庁が、法第 14 条第 1 項に基づき、住民票の記載事項について事実とは異なる誤った記載がされているものとして、住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置として本件住民票を削除した本件処分は、適法かつ相当である。

(4) 結語

本件処分は適法であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。





《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和2年12月11日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和3年1月8日	・ 弁明書等受理
令和3年1月14日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和3年2月1日	・ 意見聴取の実施
令和3年2月3日	・ 物件提出依頼（処分庁） ・ 登記事項証明書の請求及び取得
令和3年3月3日	・ 物件の受理（処分庁）
令和3年3月5日	・ 物件提出のお知らせ
令和3年3月15日	・ 意見聴取の実施
令和3年4月9日	・ 審理手続の終結
令和3年4月15日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和3年4月20日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和3年5月18日	・ 調査審議